(仮訳)

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた福島県と国際原子力機関との間の協力に関する覚書

本覚書は、福島県と国際原子力機関(IAEA)との間で、協力活動を行う という双方の意思を確認するために作成されるものである。

1 背景及び協力の目的

佐藤雄平福島県知事と天野之弥 I A E A 事務局長は、2012年8月31日に、ウィーンにおいて会談し、福島県と I A E A との間の協力活動について協議した。両者は、福島県と I A E A が、福島県における東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の深刻な結果を軽減するために精力的で協調された努力を行うべきであることについて意見の一致をみた。放射線モニタリング、除染及び人の健康は、協力の優先分野として特定された。

2 協力の範囲

上記の会談後、福島県とIAEAは、具体的なプロジェクト並びにそれらの実施方法及び手段について協議した。これらの協議に加え、協力を促進するために、二つの実施取決めが作成され、署名された。一つは、福島県とIAEAとの間の放射線モニタリング及び除染に関する協力に関するものであり、もう一つは、福島県立医科大学とIAEAとの間の人の健康に関する協力に関するものである。これらの実施取決めはこの覚書に添付されている。多くの協力の分野及び活動がこれらの実施取決めの中で特定されている。

IAEAは、添付の実施取決め及び原子力安全に関する福島閣僚会議に鑑み、福島県において様々な協力プロジェクトを行い、これらのプロジェクトを通じて国際的な経験及び知見を福島県と共有する意図を有している。福島県は、IAEAとの協働活動の円滑な実施を確保するように同活動に従事する意図を有

している。

3 緊急時対応能力研修センター

性及び同事故の経験から学ぶ必要性に鑑み、日本国外務省とIAEAとの間で別途の実施取決めが作成された。その中で、IAEAは、地方、国内及び国際的な参加者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野において、福島県における訓練活動を定期的に実施する意図を有している。この目的のために、IAEAの関連の放射線モニタリング機材が福島県に保管される。また、この機材は、アジア太平洋地域において、原子力緊急事態を避けるためのあらゆる努力にもかかわらず同事態が発生した場合に展開される。日本政府及び福島県によって支援されるこれらの訓練活動、機材及びその保管施設は、それら全体で「IAEA緊急時対応能力研修センター」と称される。福島県とIAEAの双方は、この実施取決めが福島県とIAEAとの間の長期間の協力に貢献するとの見解を共有した。

このような背景の下、IAEAは、2013年に福島県において、福島県と 緊密に協力して、緊急事態対応ワークショップを開催する意図を有している。

2012年12月15日に福島県で署名した。

福島県のために

国際原子力機関のために

知事 佐藤雄平

事務局長 天野之弥